

請求人 あて

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	本 間 豊
同	高 品 彰
同	松 本 研
同	仁 田 昌 寿

住民監査請求に基づく監査について(通知)

令和 2 年 4 月 14 日に提出されました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において、請求人は、補助金申請の際に必要な見積書が確認できないことを理由に、横浜市補助金等の交付に関する規則第 24 条に違反しているとし、都筑区地域振興課はその事実を知らながら、横浜市補助金等の交付に関する規則第 29 条に定める補助金申請者に対する過料の徴収を怠っていると主張しています。

法第 242 条第 1 項所定の怠る事実に係る公金の賦課若しくは徴収については、その性質上、普通地方公共団体の財政の維持及び充実を目的とする財務会計上の行為に限定され、これ以外の行為については、結果的に普通地方公共団体の財政に影響を及ぼすものであるとしても、同項所定の怠る事実に係るものとはいえないものと解され、過料を科すことは財政の維持及び充実を目的とする財務会計上の行為とはいえませんが（徳島地裁平成 2 年 11 月 16 日判決同旨）。

よって、請求人が違法・不当であると主張する過料の徴収を怠る行為は、財務会計上の行為である公金の賦課若しくは徴収を怠る事実に該当するものとはいえませんが。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。